



国海査第512号の4
平成21年3月26日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 森 雅人



舟艇用油水分離器の鑑定措置の導入について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律体系において、平成19年1月1日より総トン数100トン未満の船舶（タンカーを除く。）に係る油の排出規制が強化され、かかる船舶からの油水分離器を使用しないビルジの排出が原則禁止されました。しかしながら、かかる船舶に設置可能な油水分離器が開発されていないことから、プレジャーポートをはじめとする舟艇等において発生したビルジについては陸揚げ処分等を余儀なくされているところです。その中、舟艇等においてもビルジを船舶内で処理し海洋へ排出することが可能となるよう、舟艇用油水分離器の開発要望が船主側からメーカーに寄せられていました。

一方、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令に基づく油水分離器の技術基準は、大型船舶に設置するものを前提としているため、この基準を舟艇等に設置可能な小型の油水分離器に適用することは非現実的でした。

これに対し、総合政策局海洋政策課より平成20年3月14日付け国総海第50号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第4条第2項及び第8条ただし書きに基づく国土交通大臣の指示について」（別紙1参照）のとおり舟艇用油水分離器の技術基準が通達されたところです。

以上を踏まえ、舟艇用油水分離器が、財団法人日本舶用品検定協会において「舟艇用油水分離器鑑定試験基準」（別紙2参照）に従い、鑑定されることとなりましたのでお知らせいたします。





国総海第50号
平成20年3月14日

海事局検査測度課長 殿

総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第4条第2項
及び第8条ただし書に基づく国土交通大臣の指示について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「施行規則」という。）第4条第2項及び第8条ただし書に基づき、「国土交通大臣が指示するところ」が下記のとおり定められたので通知する。

なお、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第4条第4項又は第8条ただし書に基づく運輸大臣の指示について」（平成5年7月2日付運環第11.2号）は廃止する。

記

1 施行規則第4条第2項に規定する特殊な装置

次に掲げる装置については、施行規則第4条第2項に規定する特殊な装置であつて国土交通大臣が同条第1項に規定する装置と同等以上の効力を有すると認めるものとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第1条の8第1項第4号に規定する「ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置」とみなす。

(1) 総トン数100トン未満の船舶（タンカーを除く。）に設置された舟艇用油水分離器（次のイからハに掲げる要件を満たす装置をいう。）

イ 油分の濃度を当該装置からの排水1万立方センチメートル当たり0.15立方センチメートル以下とする性能を有するものであること。

ロ 船舶内において発生するビルジの処理のための十分な能力を有するものであること。

ハ 水平面から任意の方向に22.5度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。

ニ 船舶の航行中における動揺、振動によりその性能に支障を生じないものであること。

国土交通省

海査第1723号

20.3.18

ホ 保守及び清掃が容易にでき、かつ、ビルジが漏洩しない構造のものであること。

ヘ 堅牢であり、かつ、船舶における使用に適しているものであること。

- (2) 潜水船の耐圧殻外に設置されたビルジタンク及びエクспанションタンク（海水と置換しながら海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第4条第2項に規定するビルジその他の油を海域に排出させる構造になっているものに限る。）

2 施行規則第8条ただし書に規定する特殊な装置

載貨重量トン数4,000トン未満のタンカーについては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第11条第3項に規定する流量計と同等以上の効力を有する装置と認められたポンプ特性から流量を求めるための特性表又は同条第4項に規定する船速計と同等以上の効力を有する装置と認められた一般の航海用に設置した船底測定装置（やむを得ない場合はパテントログ）を用いて構成されるバラスト用油排出監視制御装置を施行規則第8条第1号及び第2号に掲げるバラスト用油排出監視制御装置とみなす。